

西尾市観光バスツアー 補助事業のご案内

【実施期間】 2026年4月1日～9月30日



旅行需要の回復・拡大期において、団体ツアーの誘客を推進するとともに市内経済活性化を図るため、本市への観光バスツアーを催行する観光業者に対して補助金支給による支援を行う事業です。

対象事業者

旅行業登録の旅行会社（旅行業法施行規則第1条の2に規定する第1種旅行業、第2種旅行業及び第3種旅行業の登録を受けた事業者）が実施する西尾市外出発の募集型、受注型企画旅行

対象となるツアー

補助事業者が所有するバス、または借り上げた大型、中型、小型、マイクロバスによる宿泊を含む募集型、受注型企画旅行であること。

助成対象条件

- (1) 参加人員：15名様以上（乗務員・添乗員を除く）のバス利用団体であること。
- (2) 対象期間：令和8年4月1日～9月30日（宿泊日・立寄り日）に実施される旅行であること。
- (3) 西尾市外の発着で西尾市内の対象宿泊施設、または対象立寄り箇所（食事・観光・土産店等）を事前に予約のうえ利用すること（30分以上の滞在）。
- (4) 宿泊は1泊2食利用とする。1泊朝食の場合には西尾市内で夕食をとること。
- (5) 宿泊を伴うツアーの場合には1か所以上の対象立寄り施設を利用すること。
- (6) 西尾市以外、または西尾市内対象外施設の施設に宿泊した場合でも対象立寄り施設を利用した場合には助成対象となる。
- (7) 補助金の上限は1事業者あたりバス10台まで（宿泊・日帰りの合計）とします。

補助額（バス1台につき）

◆対象施設に宿泊の場合は 30,000円

（宿泊のみの場合は助成の対象となりません）

◆対象施設立寄りの場合には1カ所につき 10,000円

※対象施設への宿泊を伴う場合には1ツアー上限60,000円

※対象施設への宿泊を伴わない場合には1ツアー上限30,000円

申請方法・交付金の流れは裏面を参照ください。



<事業者> 補助金の交付申請



提出書類（メール・FAX・郵送）
・様式第1号、第2号
・行程表、募集チラシ、募集ページ等

<西尾市観光協会> 交付決定の通知



申請の受付・書類審査後、交付決定通知を返信します（メール・FAX）

<事業者> ツアーの催行



令和8年9月30日まで（宿泊日・立寄り日）
宿泊・立寄り証明書（様式A）、バス利用証明書（様式B）の取得

<事業者> ツアー実績報告



ツアー完了後、14日以内に提出（メール・FAX・郵送）
様式第5号、様式第6号、様式A、様式B

<西尾市観光協会> 補助金の交付

内容に問題なければ、実績報告書類を受領後、3週間程度で支払（指定口座に振込）

必要書類等の詳細については、西尾市観光協会HP（<http://nishiokanko.com>）をご参照ください。

その他

- ・助成金総額が上限に達した場合には予告なく受付を終了することがあります。
- ・西尾市内に2泊以上する場合もバス1台あたりの助成金は増額されません。
- ・帰着日から14日以内に実績報告がない場合には支払の対象にならない場合があります。
- ・複数班ある場合には出発日ごとに実績報告書を分けて提出する必要があります。
- ・本補助金の交付を受けた事業者はツアーに関する会計帳票は5年間保管願います。

問い合わせ先

（一社）西尾市観光協会（月～金 8:30～17:30）

住所：愛知県西尾市花ノ木町4丁目64番地

TEL：0563-57-7882 FAX：0563-57-2261

E-mail nishiokanko@katch.ne.jp



観光協会HP